市原市危険ブロック塀等の安全対策事業

補助金申請の手引き



一定の条件を満たしたブロック塀等の
撤去・新設費用の一部を助成します

最大25万円 ➡ 最大45万円

危険ブロック塀等の安全対策事業補助金

指定通学路に面した危険ブロック塀などの撤去や、撤去後のフェンスを新設するための費用を補助します。

高さ１メートルを超えるブロック塀や門柱、擁壁等を対象とし、職員が現地調査を行い『倒壊の危険がある』と評価されたものにかぎります。(すでに倒壊・撤去しているものは除く)

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

市原市役所　都市部　建築指導課

０４３６（２３）９０９１

目次

１．制度の概要　・・・P.２

２．補助対象事業　・・・P.２

３．補助対象となる危険ブロック塀等　・・・P.２

４．補助を受けられる方　・・・P.３

５．補助の内容　・・・P.４

６．補助を受ける際の注意事項　・・・P.４

７．市原市危険ブロック塀等の安全対策事業に係る手続き・・・P.５

① 事前相談

② 現地調査

③ 交付申請

④ 書類審査

⑤ 契約・着手

⑥ 変更・中止申請

⑦ 完了報告

⑧ 補助金確定通知

⑨ 補助金の請求

７．　その他、類似する補助制度　・・・P.7

８．　申請書等記載例等　・・・P.8～

１．制度の概要

ブロック塀等は、プライバシーの確保、防犯や防火など私たちの生活を守るために役立っています。しかし、きちんと施工されていない場合や老朽化している場合、地震などが起きた際に倒壊し、通行人への危害、避難や救援活動に支障をきたす可能性があります。

市では、このような倒壊等の危険があるブロック塀等（危険ブロック塀等）の撤去を進めるため、予算の範囲内で費用の一部を補助します。

※今年度補助予定件数は**２０件**です。先着順で受付し、予定件数に達した時点で終了します。

２．補助対象事業

補助対象は、**指定通学路**に面する危険ブロック塀等に対し、次のいずれかの安全対策を行う場合に限ります。

→指定通学路は一般公開されていないため、建築指導課もしくは教育総務課にお問い合わせください。

なお、所有者等が**施工者**と契約し行う安全対策が、補助の対象となります。

① 危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去（一部を撤去する場合は、撤去されない部分の安全性が確保できると市長が認める場合に限る。）

② 危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去に付随して新たなフェンスの設置（一部を撤去する場合は、撤去されない部分の安全性が確保できると市長が認める場合に限る。）

ポイント

施工者とは？

業法の許可（土木・建築・解体のいずれか）を受けている者、若しくは建設リサイクル法に基づき千葉県知事の登録（解体工事業）を受けた者をいいます。なお、建設業法の許可を受けている場合には、市内・市外いずれの業者でもお選びいただけますが、建設リサイクル法の知事登録に関しては、千葉県知事の登録のみ有効となります。

３．補助対象となる危険ブロック塀等

補助対象となる危険ブロック塀等は、次の条件に該当するものです。

・指定通学路に面して設置されたブロック塀等であること。

・高さ 1m を超えるコンクリートブロック造、石造、レンガ造、これらに類する構造の塀門柱及びこれらの基礎、並びにコンクリートや間知石等からなる擁壁であること。

・職員が現地調査を行い、「倒壊等の危険がある」と評価されたものであること。

（すでに倒壊・撤去してあるものは補助対象外となります。）

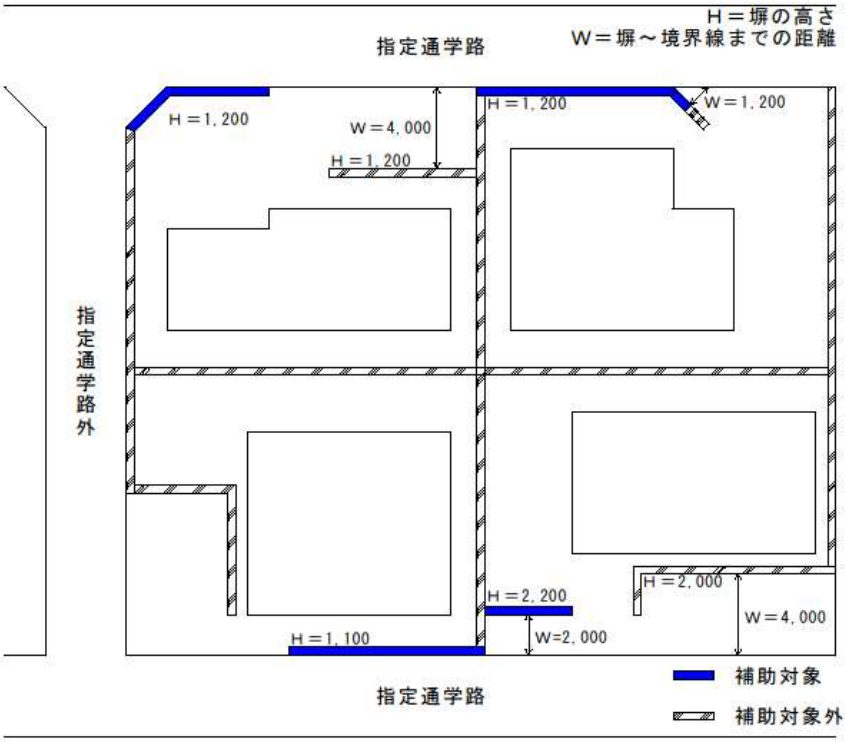
ポイント

対象と対象外の工事を同一に行う場合には？

上記に掲げるものが対象になりますが、危険コンクリートブロック塀等に附属する鋼製等の門柱、門扉、フェンスは対象ではありませんので、ご注意ください。補助申請を行う場合は、危険コンクリートブロック塀等の撤去と、門柱、門扉、フェンス及び擁壁の撤去とで、工事費の見積額を項目ごとに分けて記載する必要があります。

ポイント　危険コンクリートブロック塀等の範囲は？

補助金の対象となる危険コンクリートブロック塀等は、危険コンクリートブロック塀等であることのほか、指定通学路に面していることが条件となり、次の図に示すとおりとなります。よって、隣地に面している危険コンクリートブロック塀等は、補助金の対象外になります



指定通学路から後退している場合道路等から危険コンクリートブロック塀等が後退している場合には、塀の高さ（H）と後退距離（W）が次の関係性を確認し、危険性を考慮したうえで補助対象か補助対象外かを判断します。

〇補助対象 H＞W

×補助対象外 H≦W

4．補助を受けられる方

補助金の交付を受けることが出来る方は、市内に存する危険ブロック塀等の所有者（または管理者）です。ただし、以下に該当する場合は補助金の交付を受けることが出来ません。

- **補助金の交付決定前に工事契約及び工事着手を行った場合**
- 市税を滞納している場合
- 補助対象事業に要する経費の全部又は一部について、同様の補助金、助成金を受けている場合
- 土地または建物の販売を目的としている場合
- **自己が所有しているものを自ら工事しようとする場合**
- 暴力団員及び暴力団密接関係者が関与する場合
- その他市長が不適当と認める場合

ポイント

２人以上で危険コンクリートブロック塀等を所有している場合は？

所有者が複数存在する場合には、代表の方に申請していただくことになります。また、管理者が対象者となる場合には、所有者から同意を得る必要があります。この場合においても所有者が複数存在する場合には、すべての所有者から同意を得ることが条件となります。

５．補助の内容

補助金の額については以下の通りとなります。

ただし、フェンスの設置補助を受けるには、危険ブロック塀等の撤去に併せてフェンスを設置する場合に限ります。

【危険ブロック塀等の撤去補助】
○**長さ 1m 当たり 12,000 円**で算出した額
　又は実際の工事費（税抜き）のいずれか低い額（**上限額 300,000 円**）
【フェンスの設置補助】
○**長さ 1m 当たり 10,900 円**で算出した額
　又は実際の工事費（税抜き）のいずれか低い額（**上限額 150,000 円**）
※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てとなります。

ポイント

補助金の算定方法は？（１５ｍの場合）

① ｍ単価　撤去：12,000 円×15ｍ＝180,000 円　新設：10,900 円×15ｍ＝163,500 円
② 実際の工事費（仮）　撤去：128,592 円　新設：351,600 円
③ 補助上限額　撤去：300,000 円　新設：150,000 円
④ ①～③のいずれか小さい額かつ、それぞれ千円未満切捨て
　撤去：128,592 円＝128,000 円　新設：150,000 円
⑤ 補助額　278,000 円

６．補助を受ける際の注意事項

・完了報告は完了日から起算して３０日以内、または交付決定を受けた日の属する年度の１月３１日のいずれか早い日までに行って下さい。
・危険ブロック塀等の撤去後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に定めるみなし道路境界線内に塀、門柱の築造又は新たにフェンスを設置しないこと。
・危険ブロック塀等の撤去に付随して新たにフェンスを設置した場合、補助金を受領した日から起算して **5 年間**、撤去を行うことは出来ません。

※補助申請にあたっての注意事項

次の事項を遵守してください。

□補助対象事業は、危険コンクリートブロック塀等をすべて撤去することを原則としています。

□発生した廃棄物は、適正に処理してください。

□新たな危険が生じることのないように、安全かつ良好な状態を保ってください。

□他の所有者、利害関係者及び第三者等との間にトラブル等が生じた場合には、自身の責任において解決をしてください。

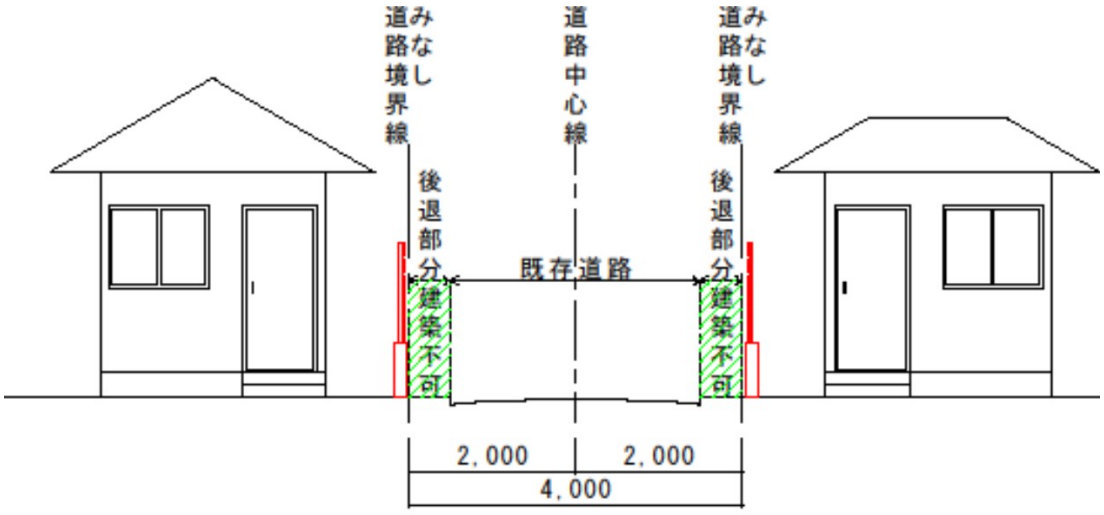
□塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守してください。（**前面道路が４ｍ未満の場合**、注意が必要です。）

ポイント　**前面道路が４ｍ未満の場合**には？

建築基準法第４２条に規定する道路境界線（同条第２項のみなし道路境界線を含む）内に、塀やフェンス等を新たに設置することはできません。

建築物は、建築基準法第４２条に規定された幅員４ｍ以上の道路に接道しなければ建築することができませんが、建築基準法第４２条第２項道路は、建築基準法第４２条が適用された時点（基準時）に建築物が立ち並んでいた４ｍ未満の道を指定し、その道路の中心線から２ｍ（反対側が線路、川等の場合はその境界線から４ｍ）敷地側に後退させた位置を道路境界線とみなすという規定です。将来的に幅員４ｍの道路となります。

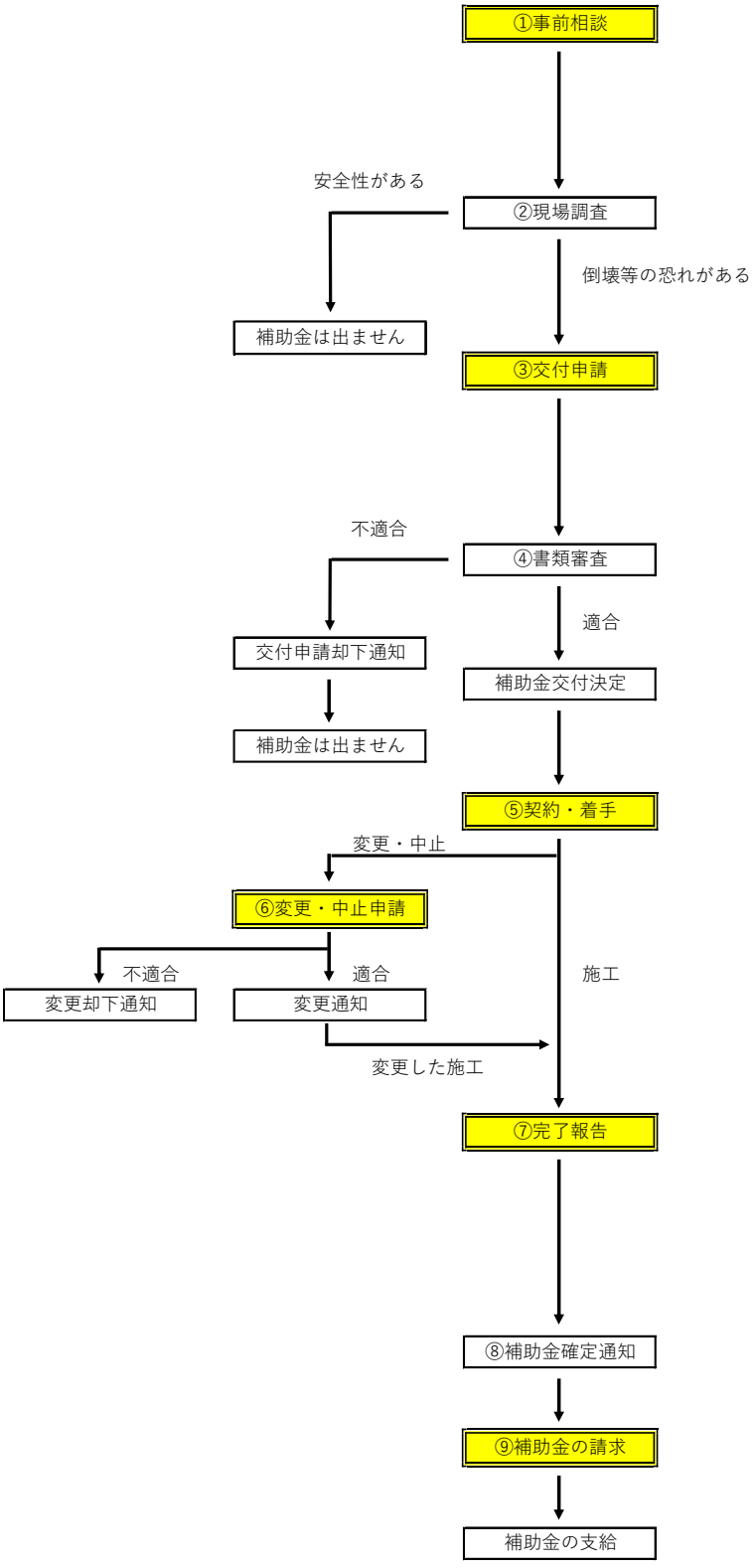
そのため、道路内には門や塀等を含む建築物や擁壁を突出させて建築することはできません。



建築基準法第４２条に規定する道路境界線（同条第２項のみなし道路境界線を含む）内に、塀やフェンス等を新たに設置しないでください。

7．市原市危険ブロック塀等の安全対策事業に係る手続き

・手続きの流れ



①事前相談

建築指導課窓口

指定通学路に面する危険ブロック塀等であるか確認し、現状をお伺いします。

〇提出書類

・事前相談書、案内図、写真

②現地調査

倒壊等の危険があるブロック塀等であるか

職員が現地に伺い、確認します。

確認結果については、電話にて連絡します。

③交付申請

現地調査にて「倒壊等の恐れがある」と判定された場合のみ、交付申請できます。

〇提出書類

・交付申請書、事業計画書、見積書の写し、
　案内図、設置するフェンスの仕様書　など

④書類審査

提出して頂いた書類をもとに、審査を行います。

市から交付決定、または申請却下を通知します。

交付決定通知を受けたら、施工業者と工事契約を結んで下さい。

※交付決定通知より前に工事契約、工事着手を行うと補助金は出ません。

⑤契約・着手

交付決定通知後、速やかに工事着手して下さい。

※工事着手は、交付決定を受けた予定日より一か月以内にして下さい。

⑥変更・中止申請

工事に変更・中止が生じた場合、速やかに変更・中止申請をして下さい。

〇提出書類

・変更が生じた書類

⑦完了報告

工事が完了したら、完了報告書を速やかに提出して下さい。

※完了報告は申請した年度の1月31日までに行って下さい。

〇提出書類

・完了報告書、施工写真、契約書の写し、領収証の写し　など

完了報告書をもとに現地確認を行い、補助金を確定します。

⑧補助金確定通知

市から補助金確定通知書を送付します。

⑨補助金の請求

市から補助金確定通知書を受領したら、補助金交付請求書を提出して下さい。

８．その他、類似する補助制度

・ブロック塀等に関する市の補助制度は他に「生垣設置奨励補助金制度」、「狭あい道路後退用地整備事業」があります。

※同一のブロック塀等に対し、複数の事業の補助金を受け取ることは出来ません。

	撤　去	新　設
指定通学路に面する場合に限る **危険ブロック塀等の安全対策事業補助金** 建築指導課☎0436(23)9840	5,700/m 上限１０万円 ⇨ **12,000円/m** 上限３０万円	**10,900円/m** 上限１５万円 ※前面道路が４ｍ未満の場合は建築基準法に基づくセットバックが必要となる場合があります。
生垣設置推奨補助金 公園緑地課☎0436(23)9842	危険ブロック塀等に該当しないブロック塀の撤去をする場合は、別途ご相談ください （生垣を設置する場合に限る）	**2,000円/m**（最大25m） 上限５万円
条件に該当する４ｍ未満の道路に限る **狭あい道路後退用地整備事業** 道路建設課☎0436(23)9832	**5,700円/m** 上限３０万円	**補助対象外**
	※整備促進地区（郡本・藤井・門前・市原・古市場）に該当する場合は道路建設課へ別途ご相談ください	

・ブロック塀等の撤去後に生垣を設置する場合は、
「市原市生垣設置奨励補助金制度」を確認してください。

問合せ先
市原市役所　都市部　公園緑地課
電話　０４３６－２３－９８４２

・市街化区域内の 4m 未満の道路に存するブロック塀等の撤去を行う場合は、
「狭あい道路後退用地整備事業」を確認してください。

問合せ先
市原市役所　土木部　道路建設課
電話　０４３６－２３－９８３２

・補助を受けるにはそれぞれ条件がありますので、担当課へ問合せ下さい。

9.申請書等記載例

＜作成にあたっての注意事項＞

・申請書は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。

・申請書は基本的に押印省略可能ですが、委任状には押印が必要となりますのでご注意ください。

・申請書に該当するチェックボックスに、「✔」マークを入れてください。

・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。（修正液、修正テープ等は使用しないでください。）

・必要な申請書類が、すべて揃っていない場合には、申請の受付ができないことがあります。

※申請書の様式は、市ホームページでダウンロードができます。

　また、建築指導課窓口でも配布しています。

作成例

別　記

第１号様式（第７条）

年　　月　　日

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業事前相談書

記入して下さい

（あて先）　市原市長

1　所有者等　住所（所在）市原市国分寺台中央〇-〇-〇　電話番号 0436 (23) 〇〇〇〇

（ふりがな）　いちはら　たろう

氏名（名称）市原　太郎

2　代理者　住所　　電話番号　（　　）

（ふりがな）

氏名

3　ブロック塀等　所在地　市原市 国分寺台中央〇-〇-〇

代理者がいる場合には、任意書式での委任状が必要です。（**委任状への押印は必須です。**）

4　添付書類

①　案内図

②　現況図（方位、縮尺、敷地形状、土地利用の状況、敷地と道路の高低差、道路の幅員、ブロック塀等の位置、撤去する危険ブロック塀等の位置・構造・高さ・長さ）

③　写真（道路側及び宅内側から撮影し、現況図に撮影位置を記入）

④　その他市長が必要と認める書類

当該現地調査の結果は電話にてご連絡します。
※まだ工事契約は結ばないでください。

【市記入欄】

・構造　コンクリートブロック造・石造・レンガ造・その他（　　）

・高さ　　m

・長さ　　m

・設置状況　塀のみ設置・擁壁の上に設置・その他（　　）

・面する道路　種別①　建築基準法第４２条第１項　　号、第４２条第２項

種別②　国道・県道・市道・その他（　　）

現況幅員　　m

・土地利用の状況　家屋　有　無　（無の場合具体的に　　）

家屋の解体予定　有　無　　家屋の新築予定　有　無

※市原市使用欄	上記の内容を審査したところ補助対象と認められる（認められない）ので、所有者等へ連絡してよろしいか。				受付欄	

第２号様式（第８条）

年　　月　　日

（あて先）市原市長

申請者　住所（所在地）市原市国分寺台中央〇-〇-〇

（ふりがな）　いちはら　たろう

氏名（名称）市原　太郎

電話　0436-23-〇〇〇〇

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付申請書

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業について補助金の交付を受けたいので、市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱第８条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　申請地　　市原市　市原市国分寺台中央〇-〇-〇

２　添付書類

（１）　市原市危険ブロック塀等の安全対策事業計画書（別記第３号様式）

（２）　誓約書（別記第４号様式）

（３）　危険ブロック塀等の安全対策の位置を示した案内図

（４）　撤去予定の危険ブロック塀等の解体範囲を示した図面（配置図、断面図、立面図等）

※所在地の形態、接する道路の幅員、道路との高低差、危険ブロック塀等の高さ及び構造等

（５）　（４）に付随するフェンス等の新設計画図（配置図、断面図、立面図等）

・設置するフェンスの仕様書等

※新たにフェンスを設置する場合はその概要、接する道路の幅員、及び道路との高低差等を記入

（６）　危険ブロック塀等の安全対策に係る見積書の写し

（７）　公図写し（申請地を朱色で囲む）

（８）　危険ブロック塀等の所有者等であることを証する書面（土地の登記事項証明書等）

（９）　市税の完納を証する書類

（１０）委任状（代理人に委任する場合）

（１１）その他市長が必要と認める書類

全て揃える必要があります。

※まだ工事契約は結ばないでください。

市民課や支所で取得できます。

法務局で取得できます。

※市原市使用欄	上記補助金の交付申請について、内容を審査したところ、適正と認められる（認められない）ので、別紙のとおり交付決定（却下）してよろしいか。				受付欄	

第３号様式（第８条）

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業計画書

所在地	市原市　国分寺台中央〇-〇-〇
事業の形態	１　危険ブロック塀等の撤去 ２　危険ブロック塀等の撤去と新たにフェンスの設置
施工業者	氏名：〇〇〇〇会社　〇〇　〇〇 （法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名） 所在地：市原市〇〇　〇-〇 許可番号：☑建設業の場合 建設業許可（　千葉県　）□大臣　☑知事 （　般　-〇〇　）第　〇〇〇　号 建設業の種類　□土木　☑建築　□解体 □解体工事業の場合 解体工事業登録　千葉県知事（登　-　　）第　　号
事業の概要	撤去する危険ブロック塀等の構造　　造 撤去する危険ブロック塀等の高さ　　m 撤去する危険ブロック塀等の長さ　　m 新たに設置するフェンスの長さ　　m
着手及び完了予定年月日	着手：　　年　　月　　日 完了：　　年　　月　　日
補助申請額	申請額算定方法 【撤去】 ・危険ブロック塀等の撤去長さ　１５　m×　１２，０００円 ＝　１８０，０００　円 又は、撤去の補助対象経費　１２８，５９２　円のいずれか低い額 １２８，０００　円…①　（限度額３００，０００円） 【新設】 ・新たに設置するフェンスの長さ　１５　m×１０，９００円 ＝　１６３，０００　円 又は、新設の補助対象経費　３５１，６００円のいずれか低い額 １５０，０００　円…②　（限度額１５０，０００円） 補助申請額①＋②＝　２７８，０００　円（１，０００円未満切り捨て）

どちらかに〇印をして下さい。

施工業者はどちらかの許可を受けていないと工事ができません。業者へ確認し、必ず記載してください。

３ページの算定方法より

128,592 円の 1,000 円未満切捨て

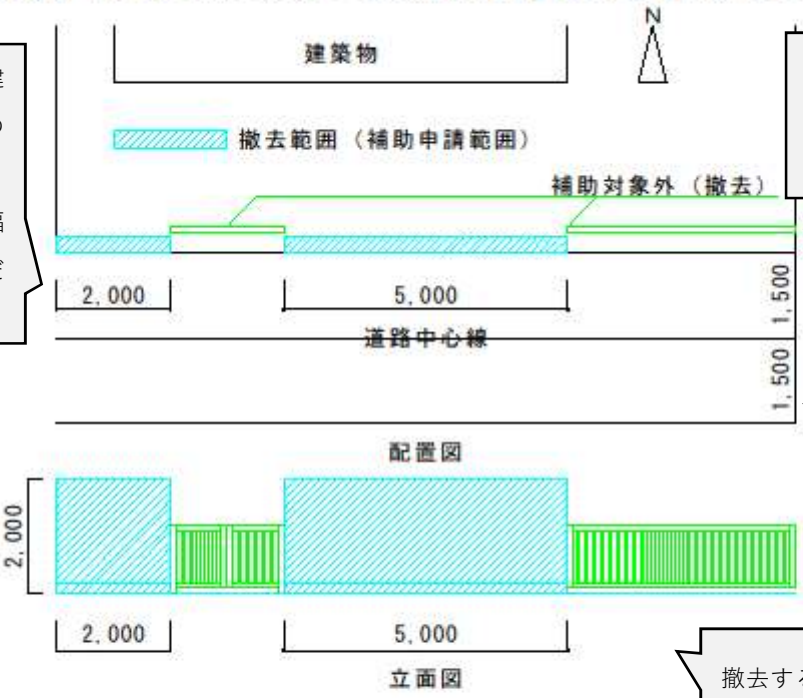
163,500 円の 1,000 円未満切捨て
163,000 円・・・a
限度額 150,000 円・・・b
＝a＞b のため

※補助金の額を算定するときに使用する長さ又は高さの数値は、小数点以下第２位以下を切り捨てるものとする。

参考

〇解体範囲を示した図面等の作成例（全撤去）

着手前（建築基準法第４２条２項道路の場合は前面道路の幅員を記載してください）



方位、敷地や周囲の状況（建築物の位置、道路・隣地等の境界線）、撤去するコンクリートブロック塀等、道路の幅員・高低差等を記入してください。

撤去するコンクリートブロック塀等の位置を明示してください。

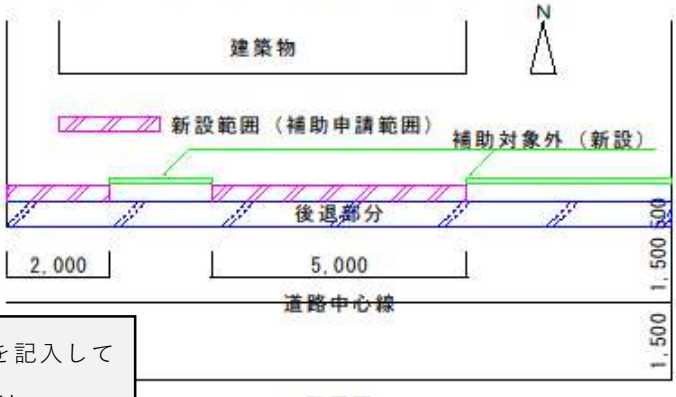
単位は「㎜」を基準にしてください。

高さを記入してください。

撤去する危険コンクリートブロック塀等の長さを記入してください。

〇フェンス等の新設設計図等の作成例

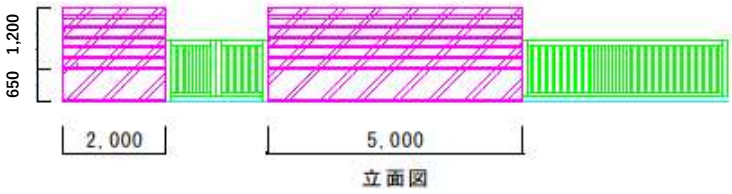
建築基準法第４２条２項道路の場合は後退範囲を記載ください。

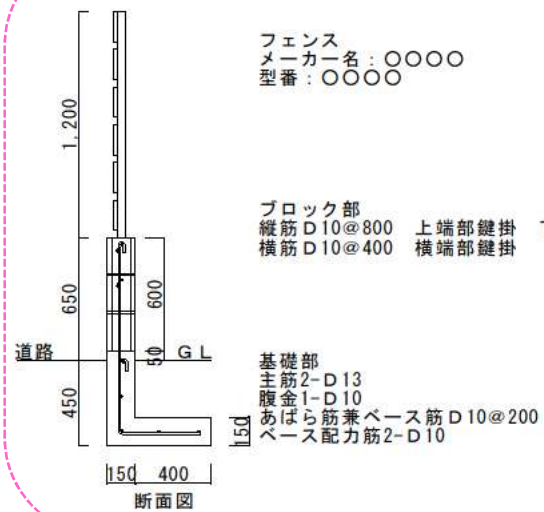


塀等を、すべて撤去する場合はその旨を明記し、一部撤去又は新たに塀等を築造する場合は計画図を図示してください。

断面図は基礎及び新設フェンスの型番も記入してください。

高さを記入してください。





改修後の塀の長さを記入してください。

使用材料、仕上げ方法を記入してください。

第４号様式（第８条）

年　　月　　日

（あて先）市原市長

申請者　住所（所在地）市原市国分寺台中央〇-〇-〇

（ふりがな）　いちはら　たろう

氏名（名称）　市原　太郎

電話　0436-23-〇〇〇〇

誓　約　書

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業について補助金の交付申請にあたり、私は、次に掲げる事項について誓約します。

（１）　補助対象事業に伴い発生した廃棄物は、適正に処理を行います。

（２）　補助対象事業を土地又は建築物の販売を目的として行うものではありません。

（３）　補助対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないよう安全かつ良好な状態に保ちます。

（４）　「市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱」第４条第１号から第５号までのいずれにも該当しません。

（５）　補助対象事業の遂行後、塀、フェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守します。

（６）　上記のほか、関係法令等を遵守します。

いずれか１つにでも該当した場合、補助金の返金を求めることがあります。

第５号様式（第９条第１項）

市作成書類
提出された書類を基に審査し、『補助要件に該当する』と判断された場合、市よりこちらの決定通知書を送付致します。この決定**通知書が届いてから施工者と契約**してください。

第　安決−○○　号
年　　月　　日

住所（所在地）　市原市国分寺台中央○-○-○
氏名（名称）　　市原　太郎　　様

市原市長

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった市原市危険ブロック塀等の安全対策事業について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により通知します。

記

１　　対象危険ブロック塀等所在地　市原市国分寺台中央○−○−○

２　　対象危険ブロック塀等構造　　造

３　　補助金交付決定額　　円

４　　着手及び完了予定年月日　着　手　　年　　月　　日
完　了　　年　　月　　日

５　　交付決定に伴う条件

申請した内容から変更があった場合に、第３号様式と併せて**変更工事前に提出**してください。

第７号様式（第１０条第１項）

年　　月　　日

（あて先）市原市長

申請者　住所（所在地）　市原市国分寺台中央〇-〇-〇
（ふりがな）　いちはら　たろう
氏名（名称）　市原　太郎
電話　0436-23-〇〇〇〇

決定通知書の日付・番号を記載してください。

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業変更・中止申請書

令和〇年　〇月〇〇日付け　第安決–〇〇号で補助金の交付の決定を受けた市原市危険ブロック塀等の安全対策事業の変更・中止について、市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

記入してください。

申請地	市原市国分寺台中央〇-〇-〇
変更または中止の理由	
変更の内容 （変更の場合）	（変更前）
	（変更後）
変更または中止年月日	年　月　日
添付書類	※「市原市危険ブロック等の安全対策事業計画書」（別記第３号様式）の添付書類に変更がある場合は変更した書類を添付してください。」

※市原市使用欄	上記補助金の変更・中止申請について、内容を審査したところ、適正と認められる（認められない）ので、別紙のとおり通知してよろしいか。				受付欄	

第１０号様式（第１１条）

工事完了から**３０日以内**に提出してください。

年　　月　　日

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業完了報告書

（あて先）市原市長

申請者　住所（所在地）市原市国分寺台中央〇-〇-〇

（ふりがな）　いちはら　たろう

氏名（名称）　市原　太郎

電話　　0436-23-〇〇〇〇

決定通知書または、変更決定通知書の日付・番号を記載してください。

令和〇年　〇月〇〇日付け　第安決–〇〇号で補助金の（交付決定・変更承認）を受けた市原市危険ブロック塀等の安全対策事業が完了しましたので、市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱第１１条の規定により下記のとおり報告します。

記

1　対象危険ブロック塀等所在地　市原市 国分寺台中央〇-〇-〇

2　事業の完了年月日　　年　　月　　日

3　補助金交付決定額　　円

【添付書類】

① 施工写真（施工前、施工中及び施工後のもの）
② 補助事業の実施に伴い発生した廃棄物の処分報告書
③ 補助事業に係る契約書、若しくはこれに類するものの写し
④ 補助事業に要した経費の領収証の写し
⑤ その他市長が必要と認める書類

工事施工者より、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写し等を取得し、添付してください。

※市原市使用欄	上記完了報告について、内容を審査したところ、適正と認められるので、別紙のとおり補助金の額を確定してよろしいか。				受付欄	

第１１号様式（第１２条）

市作成書類
提出された完了報告書と現地を確認し、『適正』と判断された場合、市よりこちらの決定通知書を送付致します。

第　安確−○○　号
年　　月　　日

住所（所在地）　市原市国分寺台中央○-○-○
氏名（名称）　　市原　太郎　　様

市原市長

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあった市原市危険ブロック塀等の安全対策事業について、下記のとおり補助金額が確定したので、市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱第１２条の規定により通知します。

記

補助金確定額　　円

第１２号様式（第１３条）

年　　月　　日

（あて先）市原市長

請求者　住所（所在地）　市原市国分寺台中央〇-〇-〇

（ふりがな）　いちはら　たろう

氏名（名称）　市原　太郎　　㊞

連絡先（電話番号）0436-23-〇〇〇〇

請求者と同一名義の口座を記入する場合、**押印省略可能**です。

市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付請求書

令和〇年　〇月〇〇日付け　第安確-〇〇号で確定通知のあった補助金の交付について、市原市危険ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱第１３条の規定により下記のとおり請求します。

なお、補助金の交付を受け新たに設置したフェンスに関して、下記３及び４の内容を遵守します。

記

１　請求金額　　金　　円

２　振込先

金融機関名

口座種類　　普通・当座

口座番号

フリガナ

口座名義人

請求書提出から入金に１～２ヶ月程度お時間がかかります。

３　補助金を受領した日から起算して５年を経過する日までは、新たに設置したフェンスの撤去は行いません。

４　やむを得ず上記３に抵触する場合は、事前に市に報告し、承認を求めます。

【押印を省略できる場合】

次のいずれにも該当する場合は押印を省略できるものとする。

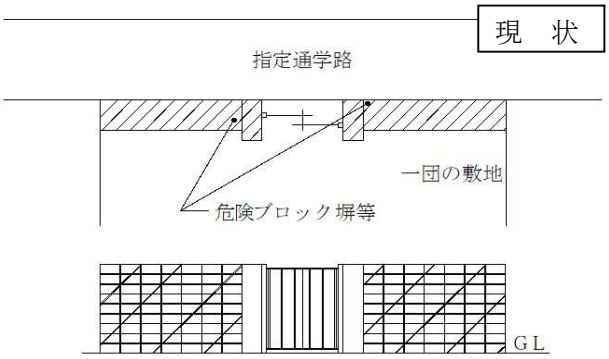
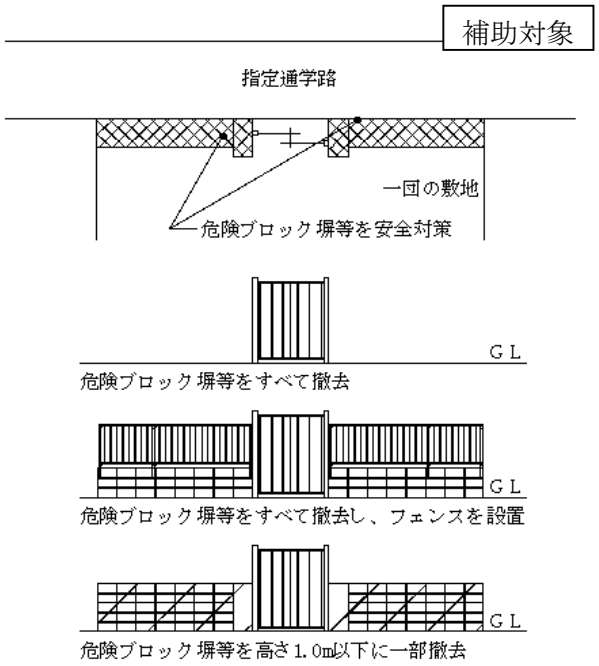
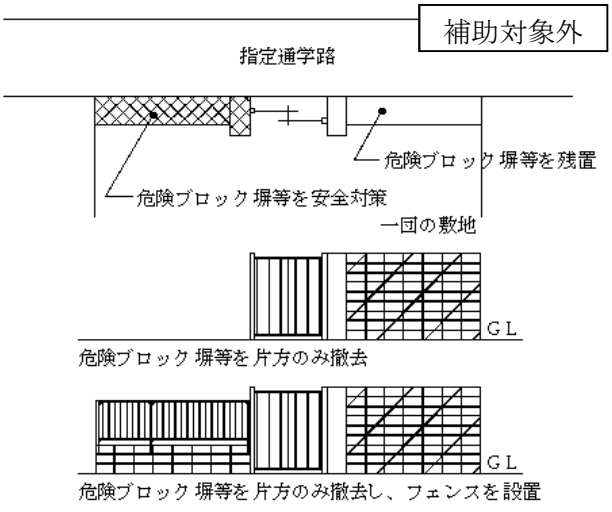
(1)　債権者名義の預金口座への振替の方法により支払をする場合

(2)　債権者の連絡先（法人その他の団体にあっては、責任者及び担当者の氏名及び連絡先）の記載がある場合

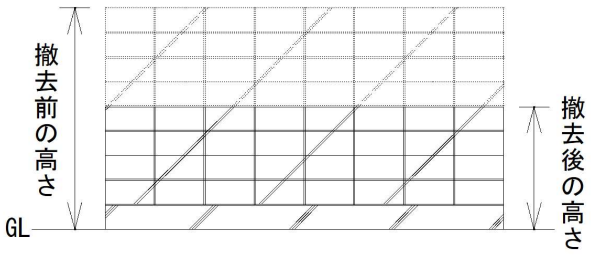
法人で請求者が代表者の場合には、担当者及び責任者（同一の場合にはその旨記載）をすれば、**押印を省略できます。**

参考

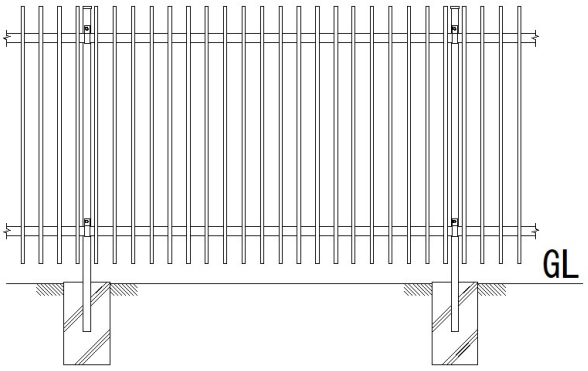
・危険ブロック塀等が連続して設置している場合の扱い

一団の敷地において、指定通学路に面して危険ブロック塀等がある場合（右図参照）	
すべて安全対策されているため、補助対象となります	
（右側）の危険ブロック塀等が残っているため、補助対象となりません	

・一部撤去を行う場合（鉛直方向の撤去を行う場合）

次のいずれかとする ① 危険ブロック塀等の高さを 1m 以下にすること ② 建築基準法に適合し、ブロック塀等の診断カルテで安全性があると評価されること	

・新たにフェンスを設置する場合は、以下を参照して下さい。

① 独立フェンス ※独立基礎を用いてフェンスを連続して設置するもの	
② 連続フェンス ※フェンスを連続したブロック塀や基礎の上部に設置するもの ※フェンスは安全性が確保されたブロック塀に設置して下さい	